

監査品質のマネジメントに関する

# 年次報告書

2023/24

赤坂有限責任監査法人

# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書（目次）

---

- 1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
- 2 事務所概要
- 3 品質管理基盤
  - 3.1 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等
    - ①品質管理体制
    - ②品質管理組織
    - ③監査事務所内の監査品質に関する意識調査
    - ④監査業務に従事する社員及び職員の業務時間
    - ⑤品質管理システムの概要
    - ⑥職業倫理・独立性
    - ⑦専門的な見解の問合せ
    - ⑧品質管理システムのモニタリング
    - ⑨外部機関によるモニタリング
    - ⑩監査役等とのコミュニケーション
  - 3.2 上場会社の監査を公正かつ確に行うための体制
- 4 組織・ガバナンス基盤
  - 4.1 組織・ガバナンスに対する基本的な方針
  - 4.2 組織図と各機関の役割
  - 4.3 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方
  - 4.4 非監査業務の提供の方針
  - 4.5 関係会社等との関係
- 5 人的基盤
  - 5.1 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別
  - 5.2 研修に対する方針、体制、実績
  - 5.3 人事に関する方針
  - 5.4 人材の確保に向けての方針
- 6 IT 基盤
  - 6.1 デジタル化に対する基本的な方針と現状
  - 6.2 今後の具体的な計画とその実行のための体制
- 7 財務基盤
  - 7.1 財務状況
  - 7.2 報酬依存度
- 8 国際対応基盤
  - 8.1 国際業務への対応
- 9 その他
  - 9.1 外部通報窓口等

---

【監査法人のガバナンス・コードの適用状況】

(注) 本報告書では、2023年9月1日から2024年8月31日までを報告対象期間とし、別段の定めがない限り、2024年8月31日現在の状況について記載しております。

# 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

Audit（監査）の語源は Audio であり、聴くという言葉がその根源にあると言われております。リモートワークが進展している状況で、被監査会社及び監査チーム内部のコミュニケーションの機会は減っており、物理的な面談の機会は減っているのが現状であると考えております。当監査法人は、市場、被監査会社及び職員の声をよく聴き、感じ、監査の品質向上に努めてまいります。

当監査法人は、監査品質に関して、下記の3つの事項を重視しております。

- ・ 職業的懐疑心を保持し、監査基準報告書に基づき適切な監査手続が適切に実施されており、監査証拠として適切に記録すること
- ・ 適切な診断を実施するために、処方に関する知識を併せて保持し、監査基準及び会計基準のみならず、税務・アドバイザリーに関する知識等を含めた総合的な状況理解を行うこと
- ・ 市場、被監査会社、監査チームとの対話等を適切に行うこと

当監査法人は、金融庁より業務改善命令を受けておりましたが、2024年4月12日付で一定の改善があると認められ、業務改善報告が終了しております。また、2024年7月8日付で上場会社等監査人名簿に登録されました。下記の重点施策を実施し、今後とも監査品質の向上に取り組んでまいります。

1. 代表者のトップ・メッセージの発信等に基づき、職業的懐疑心の保持及び監査品質向上のための姿勢を浸透させるための取組み（Tone at the top）
2. 人材採用の強化、充実した研修及び非監査業務等の経験に基づく監査基準及び会計基準等についての深い理解を通じた人的基盤の強化、監査業務におけるITの利用といったIT基盤の強化による監査品質の向上
3. 非監査業務と監査業務とのバランスについて監査品質の確保のため適切なものとなっているかの確認

代表社員 池田 勉

## 2

## 事務所概要

名称	赤坂有限責任監査法人
沿革	2008年5月 赤坂監査法人設立 2008年6月 有限責任監査法人として登録
法人代表	池田 勉
人員構成	社員：11名 職員（常勤）：39名 職員（非常勤）：26名
監査対象数	金商法・会社法監査：11社 会社法監査：12社 その他の法定監査：43社 任意監査：43社
事務所所在地	東京都港区元赤坂1丁目1番16号 東京元赤坂ビル5階

### 3.1 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等

#### ①品質管理体制

当監査法人は、我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会（JICPA）が公表する諸規則に準拠して、適切に職務を遂行するための品質管理システムを整備しております。品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負っております。

#### ②品質管理組織

当監査法人では、全ての監査業務において監査業務の質が優先されるという考え方を運営方針に適用し、代表者が当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。また、業務の品質の管理に係る専任の部門は設置しておりませんが、品質管理責任者として、業務の品質の管理に主として従事する公認会計士を選任しております。

加えて、パートナー及びディレクターをメンバーとする監査品質管理委員会を設け、業務に必要なとなる規程・監査業務実施マニュアルの改訂、チェックリストの作成、監査責任者や審査担当社員の選定等について協議を行い、継続的に監査品質の改善・向上を図っております。

#### ③監査事務所内の監査品質に関する意識調査

当監査法人の社員及び職員の監査品質に関する意識調査の結果、92%の構成員が「日ごろから監査品質を重視して業務を行っている」及び97%の構成員が「代表社員は監査品質を重視する旨のメッセージを発信している」と回答しております。今後もより一層、監査品質を重視する組織風土を醸成するような取組を推進いたします。

### 日ごろから監査品質を重視して業務を行っているか



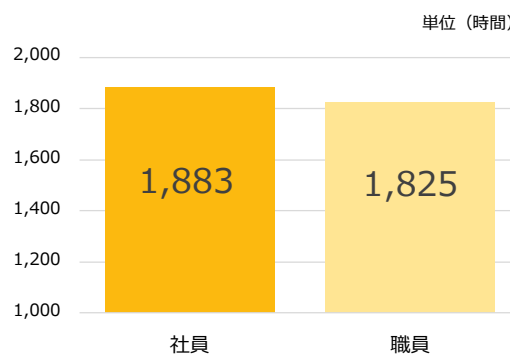
### 代表社員は監査品質を重視する旨のメッセージを発信していると思うか



#### ④ 監査業務に従事する社員及び職員の業務時間

当監査法人では、ワークライフバランスを重視し、社員及び職員の稼働状況に関するモニタリングや定期的な面談等により、十分な監査品質を確保しながら、業務負荷の軽減に取り組んでおります。

#### 監査業務に従事する社員及び専門職員（常勤）の1人あたり年間業務時間



#### ⑤ 品質管理システムの概要

当監査法人は、法人全体として一貫した監査水準を維持するために監査品質管理委員会を毎週定期的に開催し、業務に必要となる規程・監査業務実施マニュアルの改訂、チェックリストの作成等を行い、監査現場への指導・サポートを実施しております。また、専門要員全員から構成される監査ミーティングを定期的に開催し、各監査チームからの情報の収集と共有を行うことで必要な情報の伝達を行っております。

品質管理システムが有効に機能していることを検証するための制度として、品質管理責任者の管轄のもとで品質管理システムの評価を実施することとしております。

#### ⑥ 職業倫理・独立性

監査業務を実施する際の前提として、高い職業倫理意識と独立性の確保は基盤となるものと考えております。このため、当監査法人では、法令及び倫理規則上の規制に抵触していないことの確認を毎年8月末に全社員・職員（非常勤を含む）を対象として実施しております。2024年8月末を基準として実施した遵守の状況の確認結果は下記のとおりであります。

独立性年次確認回答率

100%

独立性違反件数

0件

### ⑦専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要事項のほか、法律的な見解が必要な場合、不動産の評価に専門的な知見が必要となる場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に対して見解の問合せを行い、当該問合せに対する見解を得て判断しております。

### ⑧品質管理システムのモニタリング

当監査法人は、品質管理システムが有効に運用されていることを合理的に確保するため、品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。

監査業務の定期的な検証のサイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しております。

日常的監視及び監査業務の定期的な検証の結果は、社員会、監査品質管理委員会、監査ミーティングで報告するとともに、発見された不備や改善事項について、全ての専門要員や構成員に対して周知を徹底しております。

定期的な検証の社員カバレッジ

55%

### ⑨外部機関によるモニタリング

外部機関が品質管理システムを確認する制度として、日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビュー、金融庁の公認会計士・監査審査会（CPAAOB）による検査等があります。

日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビューは、自主規制の一環として行われるものであり、原則として3年に一度の頻度で実施される通常レビューと、監査事務所の特定の分野又は特定の業務に係る品質管理システムを対象とした特別レビューから構成されております。当監査法人は、2023年12月19日付で、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

金融庁の公認会計士・監査審査会（CPAAOB）は、日本公認会計士協会（JICPA）からの品質管理

レビューに関する報告を受けて、その内容を審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を行います。検査の結果、必要があると認められる場合には、監査事務所の監査業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告します。当監査法人は、公認会計士・監査審査会（CPAAOB）より 2023 年 3 月 17 日付で検査結果通知書を受領しております。また、本検査結果に基づく処分勧告に基づき、当監査法人は、金融庁より 2023 年 6 月 30 日付で業務改善命令を受けておりましたが、2024 年 4 月 12 日付で一定の改善が図られていると認められ、金融庁への業務改善報告は終了しております。

#### ⑩監査役等とのコミュニケーション

監査チームは、監査計画や監査結果を説明する際及びその他必要に応じて、監査役等とのコミュニケーションを行っております。また、監査終了後には監査役等に対してアンケートを実施しております。アンケートでは、課題への対応力、業務スピード、コミュニケーションの充実度、知識の広さ・知見の深さ等についてご意見を伺っております。アンケート結果については、社員会等で協議し、監査品質の向上に活用しております。

### 3.2 上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

公認会計士法施行規則第 87 条第 2 号が要求する上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制については、品質管理システムの整備及び運用に責任を有する公認会計士として、品質管理責任者を社員会で選任しております。品質管理責任者は品質管理業務に執務時間の半数を超える時間を費やすこととしております。



## 4 組織・ガバナンス基盤

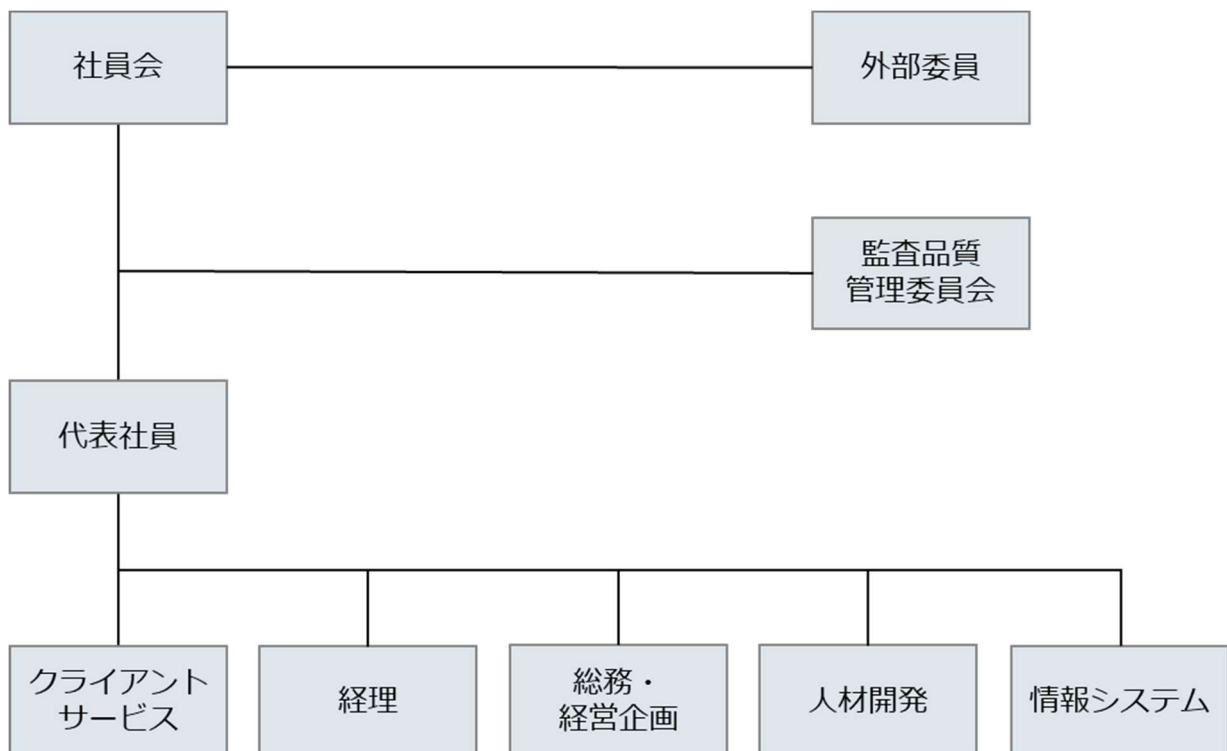
### 4.1 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人における、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応状況は、[監査法人のガバナンス・コードの適用状況]のとおりであります。

当監査法人は、監査の知識や経験に加え、関係会社等が提供する税務・アドバイザリー業務で得た知見を活用することで、品質の高い監査を継続的に行ってまいります。

### 4.2 組織図と各機関の役割

当監査法人では、監査事務所及び監査業務の品質管理活動を推進する監査品質管理委員会を設置し、監査品質に関する協議・検討を行っております。また、経営執行に関与しない独立した外部委員2名を選任し、第三者の視点から監督・監視等が行われる体制を整備し、ガバナンスの強化を図っております。



社員	代表社員	池田 勉	社員	林 令史
	代表社員	清水谷 修	社員	黒崎 知岳
	代表社員	木村 秀偉	社員	長谷川 和良
	社員	荒川 和也	社員	八十田 原児
	社員	山本 顕三	社員	三井 謙
	社員	高澤 諭		
外部委員	公認会計士	村田 智之	弁護士	木村 祐太

### 4.3 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方

当監査法人では、経営執行に関与しない独立した外部委員 2 名を選任し、第三者の視点から監督・監視等が行われる体制を整備しております。外部委員の選任に当たっては、当監査法人からの独立性を有していること、公認会計士、弁護士、大学教授等、不正調査・コンプライアンス等の経験を有していることを勘案して選任しております。外部委員には、監査品質を高めるために以下の事項に関する役割、貢献を期待しております。

- ・ 品質管理レビュー及び検査等での指摘を受けている事項に対する改善状況の監視・助言
- ・ 監査法人と関係会社等の運営に関して、監査品質を向上させるために適切な態勢となっているかの監視・助言
- ・ 社員・代表社員の選任及び社員報酬に関する助言・諮問
- ・ 定期的な検証・日常的監視等を含む監査法人の品質管理システムが有効に機能しているかの監視・助言
- ・ その他監査品質を高めるための取組状況及び監査法人としてガバナンス・コードに記載の事項に対する監視・助言

なお、監査品質管理委員会の活動状況についても報告を行うなど、社員会を通じて外部委員の業務遂行に資する情報の提供を行うほか、外部委員からの依頼に基づき情報提供を行い、必要となる監視・助言等が行われるような体制を整備しております。

## 外部委員からのメッセージ

### 公認会計士 村田 智之

監査法人は、被監査会社の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与するため、品質の高い監査を継続的に行う必要があります。赤坂有限責任監査法人は監査品質の維持向上を最優先の課題として捉え、社員会での深度ある議論を徹底し、監査品質管理委員会活動の充実を図り、健全なガバナンス体制の構築とその運用を実現することで、高い水準の監査品質を維持していると評価しております。

当監査法人は金融庁より業務改善命令を受けておりましたが、2024年4月12日付で一定の改善があると認められ、業務改善報告を完了し、同年7月8日付で上場会社等監査人名簿に登録されました。

今後も監査品質の一層の向上と社会の期待に応える当監査法人の持続的発展のため、独立した外部委員の立場から、法人経営及び監査の品質管理の向上のための監視活動を実践したいと考えております。

### 弁護士 木村 祐太

当監査法人では、新たな組織体制の下で、監査業務の品質向上に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。その結果として、高い職業意識・倫理観を持った職員の育成と各職員が職業的懐疑心を十分に発揮できる組織風土の醸成を進めることができたと評価しております。

そして、現在、人材採用の強化、研修の充実等、更なる人的基盤の強化と並行し、監査業務の品質向上や効率的な実施に向けた新たな施策として、監査調書の電子化等、業務のデジタル化・IT化とこれに伴う適切な情報セキュリティ体制の構築等を進めているところです。

外部委員としても、このような監査品質の向上に向けた種々の取組みに注視するとともに、独立した第三者的な立場から社員による意思決定過程のモニタリングを行い、法人経営全体のガバナンスの向上にも寄与できるよう、引き続き尽力してまいりたいと考えております。

## 4.4 非監査業務の提供の方針

当監査法人は、質の高い監査を提供すると同時に非監査業務に積極的に取り組むことにより社員及び職員の能力の向上が図られると考えております。そのため非監査業務への参加を促し、会計監査に関する知識と経験を得ることを推奨しております。ただし監査先への非監査業務の提供については独立性の観点から慎重に判断し、独立性を阻害する可能性があるとは判断した場合には受嘱しないこととしております。

## 4.5 関係会社等との関係

当監査法人は、関係会社等として、税務業務を提供する赤坂税理士法人及びアドバイザリー業務を提供する株式会社赤坂国際会計を有しております。関係会社等を通じて、税務業務、監査対応を含む財務諸表作成業務、企業価値評価業務、不正調査等の経験を有することで、被監査会社やマーケットの状況をより深く理解した高品質な監査を提供できる態勢を有しております。

## 5.1 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別

当監査法人のプロフェッショナル人材の推移は下記のとおりであり、多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を積極的に行っております。

(単位：名)

区分	資格等	2022年8月末	2023年8月末	2024年8月末
社員	公認会計士	6	11	11
	特定社員	1	-	-
職員 (常勤)	公認会計士	17	11	15
	公認会計士試験合格者	7	7	5
	監査補助職員	16	13	15
	その他職員	55	6	4
職員 (非常勤)	公認会計士	29	31	21
	公認会計士試験合格者	1	2	2
	その他専門家	4	9	3
合計		136	90	76

(注) 2023年4月に税務業務を主体とする社員1名及び職員51名が税理士法人へ転籍しております。

## 5.2 研修に対する方針、体制、実績

当監査法人は、専門要員の能力を維持向上させ、会計監査制度へ適切に対応するため、毎年4月から翌年3月までを対象とする研修計画を立案し、職位別、業務別に必要となる研修プログラムの受講を義務付けております。

具体的には、日本公認会計士協会（JICPA）が主催する継続的専門能力開発制度（CPD）において提供されるCPDオンラインの研修プログラムから、監査品質管理、職業倫理及び不正リスク対応に係るテーマを中心として選定するほか、会計基準や監査基準の改正の動向等を踏まえながら当監査法人が独自に開発した研修プログラムや、外部の弁護士や日本取引所グループから派遣された講師による研修プログラムを含め、研修計画を立案しております。なお、会計士資格を有しない職員（監査アシスタント）に対しても、監査業務を担う一員として補助業務に必要な研修プログラムを研修計画に組み込んでおります。

また、専門要員の研修の受講実績は、毎月社員会に報告されモニタリングをしております。

### CPD 平均履修単位

※2023 年度 公認会計士 1 人当たりの平均

63 単位

### 研修プログラムの内容は十分であると感じるか



## 5.3 人事に関する方針

当監査法人では、監査品質を重視した採用基準に基づき、書類選考及び面接を通じて、候補者の評価を行い、職員を採用しております。人材育成については、研修制度及びOJTにより、品質の高い監査を継続的に行うための人材の育成に努めております。人事評価については、監査品質を重視した職位別の評価基準により、年次で社員及び職員の評価を実施しております。

## 5.4 人材の確保に向けての方針

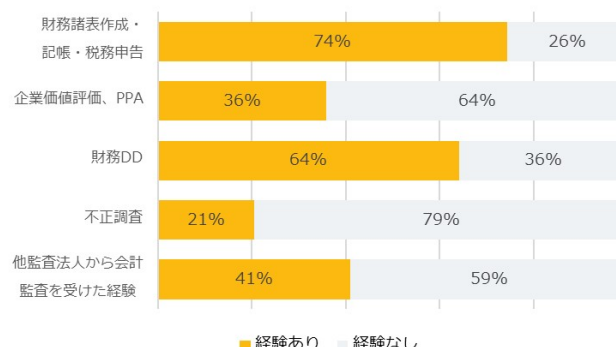
当監査法人では、社員及び職員の長期的かつ安定的な就業のため、スキル形成や自己実現の機会を提供すること、また、ワークライフバランスを実現することを重視しております。職員に対して3か月ごとに面談を実施し、就業時間、関与するプロジェクト、業務に関する希望等について協議することにより、スキル形成や自己実現の機会、ワークライフバランスといった観点から、業務の調整等を実施しております。

また、当監査法人の構成員は、関係会社等において提供する業務等を通じて、多様な非監査業務等の経験を有しており、82%の構成員が、非監査業務等の経験が監査品質等の向上につながっていると感じております。

### 非監査業務等の経験が監査品質の向上につながっていると感じるか



### 非監査業務等の経験の有無について



## 6.1 デジタル化に対する基本的な方針と現状

### ・ IT の利用

監査調書の印刷や査閲のための時間的コストを削減し、品質の高い監査業務を効率的に実施できるように、電子化を推進しております。また、被監査会社等からのデータ受領のための、大容量ファイル送受信サービスも導入しております。

### ・ 情報セキュリティ

リモートワーク需要の高まりに加え、時代の流れに即した多様な働き方のニーズへ対応するために、在宅勤務を含めロケーションを問わずに業務を実施するための IT インフラを構築しております。業務で使用しているパソコンへのデータ保存は禁止しており、加えて USB メモリ等の外部ストレージ接続を禁止とし、情報漏洩リスクを低減しております。監査において入手したデータの暗号化を実施した上で全てサーバー上に保存し、端末からの情報流出がないように対策をしております。また、外部との接続のログを 24 時間 365 日モニタリングし、不正なアクセス・サイバー攻撃等の疑わしい挙動を速やかに検出できる体制を構築しております。

### ・ 研修

社員及び職員に対しては、法人のセキュリティ方針・対策基準等を正しく理解し、業務上使用する情報を適切に取り扱うために、継続的な教育研修を実施しております。また、情報セキュリティ関連の規程は必要に応じて見直しを行い、運用状況に関しては定期的なセルフチェック及びモニタリングを通じて、その運用が徹底されていることを確認しております。

電子監査調書利用率

100%

IT 専門家数

5名

(非常勤 3 名含む)

資格保有者数

※公認システム監査人

3名

(非常勤 2 名含む)

## 6.2 今後の具体的な計画とその実行のための体制

今後も IT 技術の進捗をキャッチアップしながら、セキュリティレベルの維持・向上、監査品質向上のためのデータ分析等ツールの導入、働き方改革などに対応するための IT による業務効率化の推進を積極的に進めてまいります。



## 7.1 財務状況

当監査法人の財務状況の推移は以下のとおりであり、監査業務の持続可能性を損なわない安定した健全な財務基盤を有していると考えております。

### 財務状況の推移

(単位：千円)

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
業務収入	839,076	1,068,886	839,321
総資産	365,910	480,156	429,982
純資産	218,645	279,444	338,384

## 7.2 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度が15%を超えている関与先はありません。最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度は下記のとおりであります。

### 報酬依存度

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
最も報酬の高い被監査会社 に対する報酬依存度	6.3%	3.9%	5.9%

## 8.1 国際業務への対応

当監査法人において、国際業務については、国際業務経験を有する多言語対応可能な専門要員（米国公認会計士 2 名を含む）で対応しております。特に、海外子会社の往査や構成単位の監査人とのコミュニケーションが求められる監査業務等については、当該専門要員を監査チームに配置しております。

## 9.1 外部通報窓口等

当監査法人は、皆さまから監査業務等に関する情報を受け付ける窓口として、監査ホットライン (hotline@akasaka-audit.or.jp) を開設しております。

監査ホットラインは、当監査法人の業務に係る不正・粉飾及び法令違反等（公認会計士の独立性違反、インサイダー取引等を含む）に関する情報を広く収集し、適時・適切に対処することにより監査業務等の品質向上を図ることを目的としております。

通報又は情報提供を行う場合、以下の留意事項をご確認いただき、ご同意の上、ご連絡ください。

- ・ ご連絡に際しましては、下記の事項に関して具体的にご記載いただき、関連する資料についてもあわせてご送付いただきたいと思います。

  - 会社名
  - 氏名
  - 内容・発生時期・発生場所・関係者名等

- ・ 当監査法人に対する通報又は情報提供は匿名により行うことができます。匿名による通報又は情報提供を希望される場合は、その旨を明記してください。ただし、匿名による通報又は情報提供を希望された場合、十分な調査ができない可能性があります。
- ・ 故意の中傷、虚偽の通報等をご遠慮ください。通報又は提供いただいた情報が明らかに虚偽と判断される場合には、当監査法人は、調査を行わないことがあります。
- ・ ご提供いただいた情報は、当監査法人内の関係部署並びに当監査法人外部の通報窓口へ報告し調査を行います。
- ・ 監査ホットラインは、情報をご提供いただいた皆さまの利益保護や便宜を図ることを直接の目的としておりません。したがって、受け付けいたしました情報に対する個別の回答は原則として行いません。
- ・ 当監査法人は、通報又は提供いただいた情報について、守秘義務を遵守いたします。

監査ホットラインにより個人情報を取得した場合、かかる個人情報は、当監査法人の関係部署において監査業務等の品質向上の目的の範囲内で利用し、その他の目的では利用いたしません。個人情報の管理は、当監査法人が責任を持って行います。

## [ 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 ]

当監査法人における、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の適用状況は下記のとおりであります。

当監査法人は、監査のみならず、関係会社等が提供する税務・アドバイザリー業務に関する知見を含め、監査品質を高めるための知識・経験を有しており、監査法人のガバナンス・コードの原則を適用し、品質の高い監査を継続的に行ってまいります。

### 原則1 役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針		各指針への対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	代表社員が、自らの経験や監査環境を踏まえた品質管理に関するメッセージについて、監査を実施する社員及び職員を対象に毎月伝達しているほか、職員との対話を目的とした集会を開催し、職員に対して、品質管理に責任を有するトップの姿勢を示している。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	以下を通じて「監査、会計、財務及び税務の専門家として、国民経済の健全な発展に寄与」することを Mission に掲げ、品質の高い監査を継続的に行うよう努めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被監査会社の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図る。</li> <li>・市場の声を聴き（Audio）・感じ（Feel）、市場の番人としての社会的役割を果たす。</li> <li>・常にプロフェッショナルとして自己研鑽を惜しまず、誠実（sincerity）に行動する。</li> </ul>
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動	品質管理を重視した人事評価を行っているほか、赤坂税理士法人及び株式会社赤坂国際会計（以下、「関係会社等」という。）にお

指針		各指針への対応状況
	機付けを行うべきである。	ける財務デュー・デリジェンスや不正調査の経験を踏まえ知識向上を図っている。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	適切な内部及び外部研修への参加、最新の情報について社内ポータルサイトや毎月の会議において伝達するほか、個別の面談を通じて法人の問題点等について認識し、開放的な組織文化・風土の醸成を行っている。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	税務やアドバイザリーといった非監査業務の経験を通じて、常に監査に関連する分野の知識の習得に励み、高品質な監査を継続的に提供しよう努めている。監査業務及び非監査業務を実施する際の前提として、高い職業倫理意識と独立性の確保は基盤となるものと考えている。 また、監査法人の構成員に、一定の要件のもと、兼業・副業を認めているが、競合避止義務違反又は独立性に反するおそれがあるものは禁止している。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	関係会社等を通じて、税務業務、監査対応を含む財務諸表作成業務、企業価値評価業務、不正調査等の経験を有することで、被監査会社やマーケットの状況をより深く理解した高品質な監査を提供できる態勢を有している。

## 原則2 マネジメント

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針		各指針への対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメン	全社員及び外部委員が集まって毎月社員会

	指針	各指針への対応状況
	<p>ト) 機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>を開催し、法人運営に関する事項や監査品質管理委員会における協議事項を審議・決議している。また、社員会で審議した内容及び決議事項の概要を全構成員へ伝達することで、法人運営の透明性を高め、経営方針等を組織全体へ浸透させている。</p>
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	<p>監査品質管理委員会を定期的に開催し、監査業務管理、審査、人材開発、情報システム、その他品質管理活動に関する協議、決定、進捗管理等を行っている。また、全職員による会議を月次で開催することにより、社員のみならず、ディレクター及びマネージャー含めて監査品質を重視した運営を行っており、職務について監査を実施するメンバーに伝達している。</p>
2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を</p>	<p>監査経験・品質管理の貢献度等を勘案し、社員への登用について検討するほか、重要事項については社員会で討議し決議している。</p>



指針	各指針への対応状況
選任すべきである。	

### 原則3 監督・評価

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	各指針への対応状況
3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	監督・評価機関は設置していないが、外部員2名を選任している。社員会に外部委員2名も参加することにより、監督・評価等を実施している。
3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	当監査法人との関係を有しない独立した外部委員2名を選任し、監督・評価等を実施している。期待する役割については、指針3-3のとおりである。
3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> </ul>	外部委員に下記事項を委嘱し、監査品質を高めることを目的とした、監督・評価を行っている。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 品質管理レビュー及び検査等での指摘を受けている事項に対する改善状況の監視・助言</li> <li>2. 監査法人と関係会社等の運営に関して、監査品質を向上させるために適切な態勢となっているかの監視・助言</li> <li>3. 社員・代表社員の選任及び社員報酬に関する助言・諮問</li> </ol>

指針		各指針への対応状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	<p>4. 定期的な検証・日常的監視等を含む監査法人の品質管理システムが有効に機能しているかの監視・助言</p> <p>5. その他監査品質を高めるための取組状況及び監査法人としてガバナンス・コードに記載の事項に対する監視・助言</p>
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>外部委員及び社員会をサポートする監査品質管理委員会の活動状況についても報告を行うなど、社員会を通じて外部委員の業務遂行に資する情報の提供を行うほか、外部委員からの依頼に基づき情報提供を行い、必要となる監視・助言等が行われるような体制を整備している。</p>

#### 原則4 運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針		各指針への対応状況
4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>定期的な職員との面談を実施することにより、監査現場からの必要な情報等について適時に共有しているほか、定期的な会議及び社内ポータルサイトにより、経営の考え方を浸透させる体制を整備している。また、職員との対話を目的とした集会の開催によって、職員との意見交換や議論を行っている。</p>
4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構</p>	<p>社員及び職員の教育研修、品質管理業務、監査業務への関与実績についてモニタリングしている。人事評価規程に基づき、職業的懐疑心を適正に発揮したかどうかを適切に評価する体制を整備している。</p>



指針		各指針への対応状況
	<p>成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	<p>全体研修及び新人研修を定期的で開催し、必要な教育を行っている。また、企業の経理部門経験者等様々なバックグラウンドを有した職員を採用するほか、上場企業を含む経理支援や監査対応、アドバイザリー業務、税務業務の経験を通じて品質の高い監査ができるような態勢を整備している。</p>
4-4	<p>監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>定期的な経営者とのコミュニケーションを義務化し、識別した事項をリスク評価等へ反映させている。また、監査役等との間では、監査計画や監査結果、不正リスク等に関して監査役等と適時にコミュニケーションを実施している。</p>
4-5	<p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<p>内部及び外部通報制度を整備している。</p>

#### 原則 5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外

の評価を活用すべきである。

指針		各指針への対応状況
5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」としてホームページで公開している (<a href="https://www.akasaka-audit.or.jp/">https://www.akasaka-audit.or.jp/</a>)。</p>
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>・ 監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>・ 経営機関等の構成や役割</li> <li>・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装</li> </ul>	<p>指針 1-1、指針 1-2、指針 1-5、指針 2-1、原則 3、指針 5-1、指針 5-4 を参照</p>

	指針	各指針への対応状況
	<p>化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	指針 1-5、指針 1-6 を参照
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株</p>	<p>被監査会社との間では、監査チームが、監査計画や監査結果を説明する際に、監査役</p>

指針		各指針への対応状況
	主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	等とコミュニケーションを行っている。また、監査終了後には監査役等に対してアンケートを実施している。これらを踏まえ、監査品質の改善につなげている。その際、外部委員の知見も活用しながら改善を実施している。
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の発行に合わせて評価を実施している。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	指針 5-4、指針 5-5 の結果を社員会で報告し、組織的な運営の改善に向け活用している。



## 赤坂有限責任監査法人

〒107-0051

東京都港区元赤坂1丁目1番16号

東京元赤坂ビル5階

<https://www.akasaka-audit.or.jp/>